

盛岡市総合教育会議運営要綱

(平成27年 5 月14日総合教育会議決定)

(趣旨)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第1条の4第9項の規定に基づき、盛岡市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2 市長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議の傍聴)

第3 会議を傍聴しようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 会議の傍聴については、盛岡市教育委員会傍聴人規則（昭和42年教育委員会規則第2号）の定めるところによる。

(議事録)

第4 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の公表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間の審議に係る部分については、適用しない。

3 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 説明等のため出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(庶務)

第5 会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(実施期日)

第6 この要綱は、平成27年 5 月14日から実施する。